

第1編 民法(相続法)改正からのアプローチ

第1章	民法(相続法)改正の概論	4
1	「相続対策」が注目されている	4
第2章	遺産分割に関する見直し等	6
1	仮払い制度等の創設・要件の明確化	6
2	一部分割	9
3	遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲	10
4	配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示の推定規定)	11
第3章	遺言制度に関する見直し	13
1	自筆証書遺言の方式緩和	13
2	自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設	16
3	遺贈の担保責任等	18
4	遺言執行者の権限の明確化等	19
第4章	相続の効力等に関する見直し	21
1	相続による権利の承継に関する規律	21
2	義務の承継に関する規律	22
第5章	遺留分制度に関する見直し	24
1	遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し	24
2	遺留分の算定方法の見直し	26
3	遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し	28
第6章	配偶者の居住権を保護するための方策	31
1	配偶者の居住権を短期的に保護するための方策	31
2	配偶者の居住権を長期的に保護するための方策	32
第7章	相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	35
1	相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	35
第8章	生命保険活用のポイント(契約形態別)	37
1	特定の相続人が死亡保険金受取人となるケース	37
2	契約者=死亡保険金受取人とする契約	38
3	保険料払込終了後に契約者変更を行うケース	39

4	役員退職金と自社株買取り	40
5	養老保険の福利厚生プラン	41
6	相続人間の公平を図るための方法について	42
7	死亡保険金は特別受益にあたるか?	46

第2編 特例納税猶予制度からのアプローチ

第1章	特例納税猶予制度の概論	48
1	特例納税猶予制度創設の背景と手続きについて	48
2	制度内容と適用要件について	50
第2章	特例納税猶予制度利用のメリットとデメリット	56
1	特例納税猶予制度利用の可否を検討	56
第3章	相続において想定されるリスクと生命保険の活用	57
1	先代経営者の相続発生による遺留分侵害リスク対策	57
2	相続税の特例納税猶予の取消しリスク対策	59
第4章	贈与において想定されるリスクと生命保険の活用	61
1	贈与後の先代経営者の資金リスク対策	61
2	贈与税の特例納税猶予の取消しリスク対策	63
3	先代経営者死亡によるみなし相続税の課税リスク対策	65
4	先代経営者死亡による遺留分侵害リスク対策	67
5	特例納税猶予利用による後継者以外の相続人の税負担リスク対策	70
6	先代経営者より先に後継者が死亡した場合のリスク対策	72
第5章	特例納税猶予制度が使えない、または使わない場合の事業承継対策と生命保険活用	75
1	特例納税猶予制度を使わなくてもできる事業承継対策	75

凡 例

- 本書の内容は、2019年5月1日現在の法令・税制に基づいています。
- 個別の契約の取扱いについては所轄の税務署または税理士等の税の専門家にご確認ください。
- 契約形態における契約者は、特段の記載がない限り保険料負担者です。
- 所得税が課税される場合、一般的には併せて復興特別所得税、住民税が課税されますが、煩雑となるため本書の記述では原則省略しています。
- 第2編に出てくる「先代経営者」は、現経営者が事業承継を行ってこの後に先代経営者となるケースも含まれています。

第2章

遺産分割に関する見直し等

1

仮払い制度等の創設・要件の明確化

●改正のポイント

改正によって、

- ①「相続財産である預貯金」の一定割合(金額による上限あり)について、家庭裁判所の判断を経なくとも金融機関の窓口において、払戻しを受けられるようになります。

相続人の1人が単独で払戻しを受けられる額は

相続開始時の当該預貯金の額(口座ごと) $\times 1/3 \times$ 当該払戻しを行う相続人の法定相続分

となります(民法第909条の2)。

ただし、相続人の1人が1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円まで(民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令)となります。

- ②遺産分割の全てについて、当事者同士での遺産分割協議を行わず、家庭裁判所に關与してもらって遺産分割を行うこととした場合(遺産の分割の審判または調停の申立てがあった場合)は、家庭裁判所の権限で、「相続財産である預貯金」の全部または一部を、相続人に仮に取得させることができることとなります(家事事件手続法第200条第3項)。

上記2つの改正の施行日は2019年7月1日です。なお、施行日前に開始した相続に関しても施行日以後にする仮払いについては適用が受けられます(民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第5条)。

●事例で検討

相続人は、被相続人Aと亡Bとの間の子2名(子C、子D)。相続財産は不動産(土地・建物、評価額1億5,000万円)と、預金(3,000万円)。遺言もなく、遺産分割の話し合いが進んでいない。相続税の申告期限も近づいてきたため、CとDはひとまず、法定相続割合で相続財産を取得したものとして、相続税の申告納付を行おうと考えている。

問題は、納税資金財源。相続預金の3,000万円の一部を引き出すことはできないのだろうか。

小規模宅地等の特例も遺産分割が終了していないため使うことができず、相続税の総額は2,740万円。法定相続割合で計算すると、CとDがそれぞれ1,370万円の納税資金を準備する必要がある。

2

自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

●改正のポイント

相続をめぐる紛争を防止するという観点から、遺言書保管所(所定の法務局)において自筆証書遺言を保管してくれる制度が新設されました。2020年7月10日に施行されます。施行前に申請しても保管してもらえません。

封のされていない法務省令で定める様式に従って作成された遺言書を、遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかにある遺言書保管所に保管の申請をします。

遺言書保管所は、遺言書の原本を保管するとともに、その画像情報等、遺言書に係る情報を管理します。遺言者は、その遺言書の閲覧請求ができ、保管申請の撤回もできます。

相続人や受遺者等は、遺言者の生存中は遺言書の閲覧等を行うことはできませんが、遺言者の死亡後は、遺言書の画像情報等を用いた証明書(遺言書情報証明書)の交付請求、遺言書原本の閲覧請求等ができます。

なお、遺言書保管所に保管されている遺言書については検認の手続きが不要となります。

●事例で検討

推定相続人(将来、相続人となりうる者)は、Aと亡Bとの間の子2名(子C、子D)。Aは次のような自筆証書遺言の作成を検討している。「すべての不動産(土地・建物)はCに相続させる。その他の財産はすべてDに相続させる」。しかし、自筆証書遺言だと相続発生後に検認等の手間がかかる、公正証書を作成したほうがよいとも聞く。自筆証書遺言は、相続発生後に手間がかかるのか。

●原則的なルール

遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、遺言書を家庭裁判所に提出して検認を請求しなければなりません。ただし、公正証書遺言はこの必要がありません(民法第1004条)。

また、公正証書遺言については、公正証書謄本(内容の写し)の交付の請求をすることができますが、自筆証書遺言は、公証役場におけるそのような取扱いはなく、例えば、預金の払戻請求を行う場合等には、その都度、遺言書の原本を持ち歩かなければならないという状況です。

●改正による影響と生命保険提案のヒント

自筆証書遺言について、遺言書保管所に保管してもらうことにより、相続発生後の検認手続きも不要となり、遺言書の画像情報等を用いた証明書(遺言書情報証明書)の交付も全国どこでも受けることができ、便利になります(法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条2項、第11条)。

2

遺留分の算定方法の見直し

●改正のポイント

遺産(遺言等で指定されていない相続財産)がある場合には、どの相続人がどの遺産を取得するか、遺産分割の合意形成に向け、協議等を行います。その際には、相続人間の公平を重視し、相続人に対する贈与は何年前に行われた贈与であっても加味して(特別受益を相続財産に加算して)、それを含めた上で、法定相続割合を基準にして遺産を分けるよう、協議等を行います。

他方、遺言等で特定の相続人が相続財産を取得することが定められており、遺産分割協議の対象となる財産がほとんど存在しないなど、その財産のすべてを他の相続人が取得しても、相続人間に不公平が生じる場合などは、遺留分を検討することになります。この場合に、遺留分の計算においては、「相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額(相続開始時の時価)を、「遺留分を算定するための財産の価額」に算入することとなりました。ただし、贈与者・受贈者が遺留分権利者に損害を与えることを承知の上で、贈与を行っていた場合は、相続開始前10年間よりも前にされた贈与であっても算入します(民法第1044条)。2019年7月1日に施行されます。

遺留分の計算は、「遺留分を算定するための財産の価額 $\times 1/2^{*1}$ $\times$ 遺留分権利者の法定相続分」で行います(民法第1042条)。

遺留分侵害額は、簡単にいえば「遺留分-遺留分を主張する当該相続人が受けていた生前贈与や当該相続人が遺言や遺産分割で取得する財産+遺留分を主張する当該相続人が負担する相続債務」で計算します *2 (民法第1046条)。

※1 直系尊属のみが相続人の場合は「 $1/3$ 」となります(民法第1042条)。

※2 念のため詳しく表現すると、「遺留分-遺留分権利者が受けた特別受益-遺産分割の対象財産がある場合(すでに遺産分割が終了している場合も含む)には、具体的相続分に応じて取得すべき遺産の価額(ただし、寄与分による修正は考慮しない)+民法第899条の規定により遺留分権利者が承継する相続債務の額」となります。

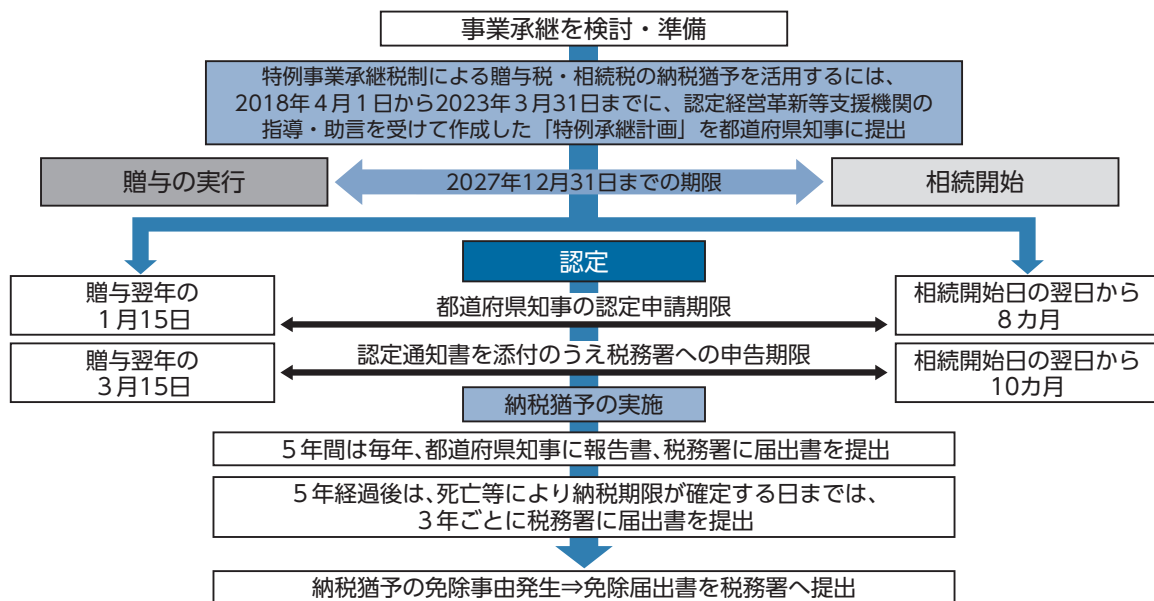
●事例で検討

相続人は、被相続人Aと亡Bとの間の子2名(子C、子D)。AはC(後継者)とともに会社を経営しており、もともとAは、その会社の株式(自社株)を100%(400株)保有していた。しかし、相続税の負担を極力軽減させるため、株価の低いタイミングでその自社株のすべてをCへ生前贈与していた。

その生前贈与の12年後に、Aが死亡した。相続開始時の自社株の評価額は4億円(株式数は400株)。Aの遺産は預金4,000万円だけだった。Dは、何ら生前贈与等は受けていない。

CとDで遺産分割協議を行い、Dが遺産のすべて(預金4,000万円)を取得した。しかし、DはCに対して、まだそれでは遺留分にも満たない、Cが受けた生前贈与により、Dの遺留分が侵害されていると主張した。

特例納税猶予制度の手続きの流れ



2

制度内容と適用要件について

● 一般の納税猶予制度との比較から見る特例納税猶予制度の内容

特例納税猶予制度(特例措置)の概要を一覧表で見ると次ページの表のようになります。これまでの納税猶予制度(一般措置)との比較により、新しく創設された部分が明確にわかります。

■ 対象株式と納税猶予割合の撤廃

一般の納税猶予制度における対象株式とその納税猶予割合は、次のとおりです。

- 贈与税の納税猶予の対象となる株式は、発行済議決権株式総数の2/3までで、猶予割合は2/3の全額100%までです。
- 相続税の納税猶予の対象となる株式は、発行済議決権株式総数の2/3までであり、納税猶予割合はその80%です。したがって実際に猶予される額は、 $66.7\% (2/3) \times 80\% = \text{全体の} 53\%$ にとどまりました。

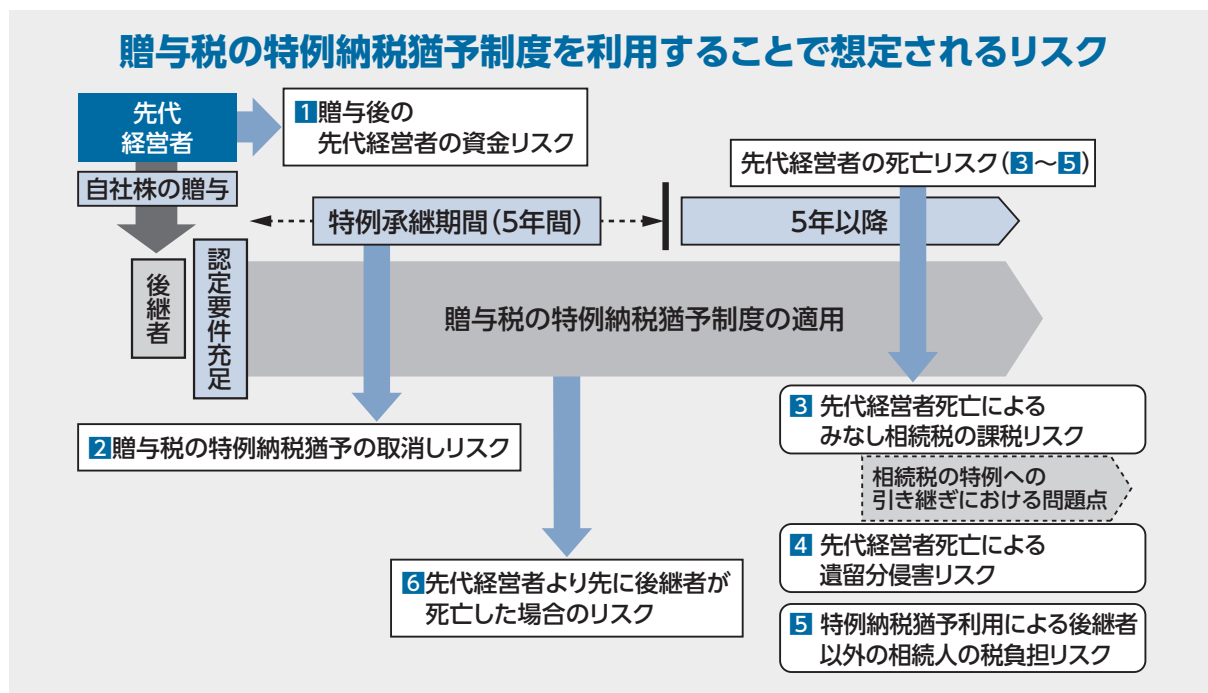
贈与税と相続税の納税猶予割合が異なることによる問題点や、税負担(仮に被相続人が自社株を100%保有しているとする)、贈与税でも残りの33%に暦年課税、相続税の場合は47%には相続税課税)が生じていました。

特例納税猶予制度の場合は、贈与税、相続税ともに対象株式の上限を撤廃し、議決権株式の全てが納税猶予の対象となります。また猶予割合を100%に拡大することにより、自社株の承継に係る金銭負担は実質的に0円となります(免除ではなくあくまでも贈与税・相続税の納税が猶予されるということです)。

つまり自社株に関しては、金銭負担なしで後継者に贈与もしくは相続することができるようになります。

第4章

贈与において想定されるリスクと生命保険の活用



1

贈与後の先代経営者の資金リスク対策

● 先代経営者の老後生活資金、創業者利潤を確保する

贈与税の特例納税猶予制度を利用することによって、経営者は当面の税負担なしに自社株を後継者に引き継ぐことができます。つまり、これまで先代経営者自身の財産や人生を注ぎ込んできた会社＝自社株のすべてを後継者に贈与することになり、先代経営者の手元には何も残らなくなります。

例えばM&Aで会社を売却すれば、経営者の手元には譲渡益が入り、それが以後の生活資金の原資となります。しかしながら贈与すると、創業者利益は無論のこと、毎年の配当もなくなり、それこそ老後生活資金、経営者死亡後の遺族生活資金の確保すらままならない場合が考えられます。

少なくとも高齢の経営者にとって、安心して過ごせる老後資金と、創業経営者であるならば創業者利益は確保できるようにしておきたいものです。

そして、自社株を贈与した後にこれらの資金を確保するには、「役員退職慰労金」以外でまとまった金額を確保することはできません。

したがって、贈与税の特例納税猶予制度を利用する場合は、必ず役員退職慰労金準備の提案をセットで行います。もちろんその際、役員退職慰労金・弔慰金規程の整備も一緒に行います。

第5章

特例納税猶予制度が使えない、
または使わない場合の事業承継対策と生命保険活用

1

特例納税猶予制度を使わなくてもできる事業承継対策

● 後継者の決定

例えば、

- 後継者がいない、または育っていない
- 後継者はいるが自社株が分散していて、一族の保有数が過半数に満たない
- 特例納税猶予制度の適用要件及び継続要件を満たす(満たし続ける)ことが難しい
- すでに毎年、自社株を後継者に贈与し、大部分の移転が終わっている
- 自社株の評価額が低く、後継者に贈与、譲渡あるいは相続する上でそれほどの資金負担にはならない

これらの場合など、新しい特例納税猶予制度を使いたくても使えない場合や、あえて使う必要のない場合も多々あります。

そうした場合の対策としては、従来からあるいくつかの対策の中から、自社に合った対策を選択し、実行可能かどうかを専門家と検討した上で実施します。

具体的には次のような対策が考えられます。

まず事業承継を考える上では何をさておいても、後継者を決めないとスタートできません。

後継者がいない、親族が継いでくれない、あるいは決まらない場合には、現経営者自身の決断で後継者を決定することが大切です。それでも決まらないのであれば、自分自身の代で会社を閉じるか、従業員や取引先のことを考えて会社を譲渡(M&A)することを検討する必要があります。

■ 会社を閉じる場合のリスクと生命保険の活用

経営者(中小企業および個人事業主)のおよそ半数は、自分の代で会社を閉じることを考えています。

しかし会社を閉じる場合においても、いきなりでは周りに対する影響が大きく、従業員や取引先、果ては債権者との訴訟トラブルが起きるリスクがあります。会社をトラブルなくソフトランディングさせるには、事前の資金対策が必要となります。

例えば債務の返済資金、従業員の給与と退職金の手当て、取引先への根回し等々。そして会社を閉めた後の経営者及び家族の老後生活資金なども必要です。こうした資金リスクに備えておくには、事前に生命保険を活用して準備しておくことが大切です。

もちろん、最初から会社を閉めるための資金準備というのは現実的ではないため、本来は経営者自身の死亡や勇退リスクなどに備えた資金準備=事業保全資金(事業保障資金)や役員退職慰労金として用意したものを準用します。